※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第 2 章 新設	(新設)	第9節 無償 SSL サーバ証明書サービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第47条(本オプションサービスの内容) 1. 本オプションサービスは、SSL サーバ証明書の発行および失効にかかる業務を行う組織(以下、本節において「認証局」といいます)に対する、SSL サーバ証明書の発行(当該 SSL サーバ証明書の発行を行う認証局が当該 SSL サーバ証明書に適用可能なオプションサービスの提供を行っている場合はこれを含みます)または第53条に定める有効期間の更新に必要な認証局への諸手続、および、当該手続により発行または更新された SSL サーバ証明書を利用者が本基本サービス上で利用するために必要な設定作業を、利用者に代わって当社が行うサービスです。本オプションサービスにより、SSL サーバ証明書の発行申請または有効期間の更新を行うことができる認証局および SSL サーバ証明書の品目は、当社ホームページ上の、本オプションサービスの説明を行うウェブページ(以下、本節において「本サービスページ」といいます)に定めるものとします。	・新しくリリースする無償 SSL サーバ証明 書サービスについて、条文を追加いたしま す。
新設	(新設)	第48条 (上位規約) 1. 本オプションサービスの利用契約には、基本約款および本クラウド約款に加えて、認証局の定める SSLサーバ証明書に適用される約款、規約、規定等 (以下、本節において「上位規約」といいます) が適用され、これらにより利用契約の内容が規律されるものとします。基本約款および本クラウド約款と上位規約に矛盾または抵触する規定がある場合、上位規約の規定が優先して適用されるものとします。 2. 利用者は、SSLサーバ証明書に関し、認証局または第三者との関係において、上位規約に従うことに同意するものとします。上位規約が、利用者の承諾を得ることなく策定または変更された場合であっても、同様とします。	・新しくリリースする無償 SSL サーバ証明 書サービスについて、条文を追加いたしま す。
新設	(新設)	第49条(申込み) 1.本オプションサービスは、本基本サービスの種類のうち、「エンハンスドロードバランサ」を利用中である利用者に限り、申込むことができるものとします。 2.本オプションサービスの利用条件については、本サービスページに定めるものとします。	・新しくリリースする無償 SSL サーバ証明 書サービスについて、条文を追加いたしま す。
新設	(新設)	第50条(申込みの拒絶、発行拒否) 1. 当社は、基本約款第6条第1項各号に該当する場合のみならず、上位規約に照らし当社として不適当と認めた場合も、前条の申込みを承諾しないことがあります。 2. 認証局は、当社が代行した SSL サーバ証明書の新規発行または有効期間更新の申請を拒否し、SSL サーバ証明書の発行または有効期間の更新を行わないことがあります。 3. 当社および認証局は、申込みを承諾しないことまたは証明書の発行もしくは有効期限の更新を行わないことに関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。	・新しくリリースする無償 SSL サーバ証明 書サービスについて、条文を追加いたしま す。
新設	(新設)	第51条(必要情報の提供) 1. 利用者は、当社に対し本オプションサービスの提供に必要な情報および書類(以下、本節において「情報等」といいます)を提供するとともに、当社に提供したすべての情報等を、正確に、かつ最新のものに保つものとします。 2. 当社は、利用者に対し、利用者が当社に提供した情報等以外の情報等であって本オプションサービスの提供に必要と当社が判断する情報等の提供を要求することができ、利用者はこれに応じなければならないものとします。	・新しくリリースする無償 SSL サーバ証明 書サービスについて、条文を追加いたしま す。
新設	(新設)	第52条 (失効) 1. 次の各号のいずれかにあたる場合には、当社および認証局は、利用者に事前の通知をすることなく、利用者のSSL サーパ証明書を直ちに失効させることができます。 i. 利用者が上位規約、基本約款、本クラウド約款のいずれかに違反した場合 ii. 上位規約に基づき、正当な手続を経て要求または許可された場合 iii. 法令に基づく要請のあった場合 iv. 認証局が SSL サーパ証明書の秘密鍵の危殆化の可能性があると認めた場合 v. その他、当社または認証局が必要と認める相当の理由がある場合 2. 利用者は、前項による SSL サーパ証明書の失効について、異議申立をすることはできないものとします。 3. 当社および認証局は、本条第1項および第54条第3項の場合を含め、その理由の如何を問わず、SSLサーパ証明書の失効に関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。	・新しくリリースする無償 SSL サーバ証明 書サービスについて、条文を追加いたしま す。
新設	(新設)	第53条(有効期間、更新および解約) 1. 本オプションサービスにより発行された SSL サーバ証明書の有効期間は、当社を通じて認証局より SSL サーバ証明書が発行された日から、当該 SSL サーバ証明書の有効期間として認証局が定めた日までとします。 2. 利用者が、本オプションサービスにより発行された SSL サーバ証明書の有効期間が満了する30日前までに、当社所定の方法により本オプションサービスの利用契約を終了する旨の意思表示を行わない限り、当社は当該 SSL サーバ証明書の有効期間更新に係る手続きの代行を実施するものとし、以後も同様とします。 3. 本オプションサービスの利用契約は、利用者が当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって解約することができます。 4. 「エンハンスドロードパランサ」に係る利用契約が終了した場合、当該利用契約に紐づく本オプションサービスの利用契約についても当然に終了するものとします。 5. 理由の如何を問わず、本オプションサービスの利用契約が終了した場合、当社は、本条第1項および第2項の定めにかかわらず、当該利用契約の対象である SSL サーバ証明書を直ちに失効させることができるものとします。	・新しくリリースする無償 SSL サーバ証明 書サービスについて、条文を追加いたしま す。
新設	(新設)	第54条(保証、免責) 1. 当社は、本オプションサービスを提供するにあたり、当該SSLサーバ証明書の発行または有効期間の更新の認証局への申請手続きを、利用者から提供される情報等に基づき代行することのみ保証します。当社は、当該代行により、SSLサーバ証明書が発行されること、およびSSLサーバ証明書の有効期間が更新されることを何ら保証せず、代行に関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。 2. 本オプションサービスにより発行された SSL サーバ証明書は、当該 SSL サーバ証明書を発行する認証局の定める上位規約に基づき利用者に提供されるものであり、当社は、当該 SSLサーバ証明書について、市場適格性、利用者の使用目的への適合性、第三者の権利の不侵害を含む一切の保証をせず、利用者が当該 SSLサーバ証明書を使用することに関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。 3. 利用者が発行を受けた SSL サーバ証明書について、当該 SSL サーバ証明書を発行する認証局の都合により、当該 SSL サーバ証明書の有効な提供が中断、終了、または仕様の変更等が行われる場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該中断、終了、仕様の変更および当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。 4. 当社は、認証局の解散もしくはその SSL サーバ証明書発行事業の終了により、本オプションサービスの提供の一部または全部を終了する場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該終了および当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。	・新しくリリースする無償 SSL サーバ証明 書サービスについて、条文を追加いたしま す。
附則 第 1 条	第1条(適用開始) この約款は、平成30年4月12日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、 基本約款第4条に基づき、平成30年6月29日より適用されます。	第1条(適用開始) この約款は、2018年6月29日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、 基本約款第4条に基づき、2019年6月20日より適用されます。	・本改定にともなう適用日の変更をおこな います。